

『ストーリーでわかる営業損害算定の実務』出版記念講演

# 営業損害算定・立証の方法

～ 逸失利益を正確に算定し立証するには？ ～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日 時▶ 2017年 2月15日(水) 13:00~17:00

会 場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

- ・法務部門、総務部門、経理部門など関連部門のご担当者
- ・営業損害算定・立証についての知識を習得されたい方

講 師 みらい総合法律事務所 弁護士・公認会計士 横張清威氏

講師紹介

平成12年明治大学法学部卒業。平成13年司法試験合格後、みらい総合法律事務所入所(東京弁護士会所属)。平成19年同事務所パートナー就任。平成23年東京弁護士会税務特別委員就任。平成24年日商簿記1級合格、公認会計士試験合格。監査法人アヴァンティア入所(非常勤)。M&A・契約書・労働問題を専門とし、法務財務両面から一括してデュー・デリジェンスを実施するサービスを多数の上場・非上場会社に提供している。著書に『ビジネス契約書の見方・つくり方・結び方』(同文館出版)、ほか多数。

《申込書送付先》 FAX▶03-5215-0951 ※当日HPからもお申し込み頂けます。企業研究会Q 検索

■受講料: 1名( 税込・資料代含む ) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員 37,800円(本体価格 35,000円) 一般 41,040円(本体価格 38,000円)

161807-0303 営業損害算定・立証の方法

ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: [tamiaki@bri.or.jp](mailto:tamiaki@bri.or.jp)  
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

## ・プログラム・

### ■開催にあたって■

営業損害とは、営業停止等にならなければ得られたはずの逸失利益を意味しています。会社が営業停止となった場合にも営業損害の問題となりますが、単に契約の1つが解除された場合であっても、営業損害の問題となりえます。このように、営業損害の算定という問題は、企業間訴訟において頻繁にテーマとなりうる重要問題です。この点を会計士兼弁護士が、会計と法律の双方の観点から解説を行います。

### ■プログラム■

#### 1. 営業損害の基礎知識

- (1) 営業損害とは
- (2) 限界利益説の会計的解説
- (3) 限界利益説の法律的解説
- (4) 節約可能固定費の説明
- (5) 判例検討

#### 2. 決算書を用いた営業損害の算定

- (1) 全部原価計算と直接原価計算
- (2) 固変分解の手法
- (3) 経費配分の手法

#### 3. 営業損害請求の注意点(請求者側)

- (1) 内容証明郵便の作成方法
- (2) 資料開示の検討事項
- (3) 訴訟での対応方法

#### 4. 営業損害請求の注意点(被請求者側)

- (1) 回答書の作成方法
- (2) 開示請求する資料の内容
- (3) 訴訟での対応方法

#### 5. 質疑応答

※当日、会場にて講師著『ストーリーでわかる営業損害算定の実務』(日本加除出版)を配布致します。  
※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで  
2種類のセミナーをご案内しております。